

木住協の工事総合保険にオプション(*)を加え、総合補償制度としてさらにパワーアップ!

(※)これらのオプションは、全国中小企業団体中央会を保険契約者とする団体契約です。

ビジネスJネクスト

業務災害補償保険

【業務上の災害に関わるリスクを補償】

会員事業者のみなさまのニーズに対応した「ワイドプラン」「ベーシックプラン」の2つのプランと充実のオプション補償をご用意しました。フリープランでの設計も可能です。

オプション補償

休業補償保険金支払特約
傷害医療費用補償保険金支払特約
フルタイム補償特約 など

フリープランでセットできる主な特約

天災危険補償特約、使用者賠償責任限定補償特約、自動車搭乗中補償対象外特約 など

全国中小企業団体中央会のビジネスJネクストは右記の付帯サービスがご利用になれます。

人事・労務相談デスク

メンタルヘルスサポート

法律・税務・人事労務相談

ストレスチェック支援サービス

(使用者賠償責任補償特約をセットしたご契約が対象です。)

サイバーリスク・情報漏えい総合補償プラン

専門事業者賠償責任保険・サイバーセキュリティ特約付【サイバーリスクに伴う様々な損害を補償】

社会環境・法制の変化等により、事業者は常に情報漏えいリスクにさらされています。サイバー攻撃の増加・攻撃手段の高度化も踏まえ、セキュリティ対策は急務です!

ワイドプラン サイバー攻撃の調査や自社システムの復旧に関する費用等、幅広い補償となる充実プランです。

ベーシックプラン

サイバー攻撃による情報漏えいの発生またはそのおそれも補償対象となります。

賠償損害
他人の情報漏えいまたはそのおそれ

賠償損害
コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等

費用損害
対象となる事故(情報セキュリティ事故)
①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
②コンピュータシステムの所有、使用または管理等に起因する他人の業務阻害等
③IT業務の遂行に起因する業務阻害等(IT業務特約(オプション)セットの場合)

対象となる費用
○事故対応費用
○事故原因・被害範囲調査費用
○広告宣伝活動費用
○法律相談費用
○コンサルティング費用
○見舞金・見舞品購入費用

保険適用地域は日本国内

保険適用地域は全世界 (IT業務の遂行に起因する事故の場合には保険適用地域は日本国内となります)^(注)

(注)IT業務特約(オプション)をセットした場合のみ補償の対象となります。

■補償の対象となる情報

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①個人情報 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。
②企業情報 特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報をいいます。
③上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

賠償損害
サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊

費用損害
対象となる事故(情報セキュリティ事故)
④サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊
⑤①～④を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃

追加分費用
○クレジット情報モニタリング費用
○公的調査対応費用
○コンピュータシステム等復旧費用
○被害拡大防止費用
○再発防止費用

費用損害
対象となる事故(情報セキュリティ事故)
⑥①～⑤を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ

○サイバー攻撃調査費用

このチラシは木住協総合補償制度の特徴を説明したものです。詳細は専用のパンフレットをご覧ください。

木住協 総合補償制度 お問い合わせ窓口

保険内容

〈代理店・扱者〉
木住協工事総合保険運営事務局
:株式会社新都心エージェンシー(担当:村松、浅原、工藤)
〒163-0436
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング36階
TEL: 03-3345-7682 FAX: 03-5323-7765
MAIL: muramatsu@shintoshin-ag.co.jp

〈引受保険会社〉
三井住友海上火災保険株式会社
公務第一部営業第二課
〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL: 03-3259-6681
FAX: 03-3259-7213

制度運営

一般社団法人
日本木造住宅産業協会
事業推進部
〒106-0032
東京都港区六本木1-7-27
全特六本木ビルWEST棟2階
TEL: 03-5114-3017
FAX: 03-5114-3020

木住協 総合補償制度のご案内

保存版

2023年度版

保険期間

工事総合保険、
ビジネスJネクスト

2023年4月1日午後4時より
2024年4月1日午後4時まで

サイバーリスク・情報
漏えい総合補償プラン

2023年3月25日午後4時より
2024年3月25日午後4時まで

途中加入も可能です。(ご加入の手続きについては、裏表紙記載の代理店・扱者までご連絡ください。)

木住協総合補償制度の概要

- 工事総合保険は、一般社団法人日本木造住宅産業協会(以下「木住協」といいます。)が保険契約者となる団体契約です。木住協の会員企業様を取り巻くリスクについて、幅広い補償を提供する木住協会員専用の制度です。
- サイバーリスク・情報漏えい総合補償プランとビジネスJネクストは全国中小企業団体中央会が保険契約者となる団体契約です。

日本木造住宅産業協会とは

(一社)日本木造住宅産業協会(略称/木住協)は、木造軸組工法住宅等の普及と安全な発展に寄与することを目的とした法人です。

工事総合保険

POINT 1 保険料が割安

木住協会員のために開発された制度で、団体契約のスケールメリットにより、各種保険に個別に加入するより保険料が割安です。この制度に入れるのは、木住協会員だけ!!

POINT 2 手続きが簡単

建物新築工事をはじめとして、配管・電気設備工事から門・塀・垣工事等まで建物関連工事を1契約にまとめ、貴社が行うすべての建物建築に関する工事が自動的に補償されるため、保険手配の漏れを防ぎます。

POINT 3 幅広い補償で安心

- 加入者の工事(施工中、工事終了引渡後)におけるリスクをまとめて補償!
 - 発注者と受注者(記名被保険者)およびそのすべての下請負人が補償の対象に!
- ※下請業者が加入する場合、元請業者は対象となりません。また、生産物賠償責任保険では発注者は補償対象外です。

POINT 4 建売住宅の補償が広い

請負契約のない建売住宅の工事も対象となり、住宅完成後も引渡までの間(最長1年間)工事物件の補償を延長します。※補償が延長されるのは、保険期間中に完成した物件のみです。

ビジネスJネクスト

POINT 1

44%割引※+リスク診断割引
0%~25%適用で、
最大約58%割引
※被保険者数割引20%、損害率による割引30%適用した場合

POINT 2

スピーディーな保険金支払い!
労災事故が発生した場合、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払します。

POINT 3

経営事項審査の加点対象!
経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、「労働福祉の状況(W1)」において15ポイントの加点評価が得られます。

POINT 4

充実した付帯サービス!
貴社の人事・労務に関するお悩みにお答えする充実の付帯サービスです。メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。

サイバーリスク・情報漏えい総合補償プラン

POINT 1

外部起因・内部起因の事故を幅広くカバー
サイバー攻撃・ハッキング等による不正アクセスのみならず、貴社の過失によるものや、使用人等の犯罪リスクまで幅広くカバーします。

POINT 2

サイバー攻撃等の際の対応費用を手厚く補償
情報漏えいまたはその“おそれ”に加えて、コンピュータシステムの所有・使用・管理や電子情報の提供によって他人の業務を休止・阻害した場合の広告宣伝活動費用、コンサルティング費用や事故対応費用等を補償します。

POINT 3

見舞金・見舞品購入費用も補償
情報セキュリティ事故が発生した場合に、被害者に対する謝罪のための見舞金費用または見舞品の購入等の費用を、被害者が法人の場合には1法人につき5万円、被害者が個人の場合には1名につき1,000円を限度に補償します。

POINT 4

海外で訴訟提起された損害賠償請求も補償
海外で事故が発生し、海外で損害賠償請求を受けた場合や、現地での事故対応に必要な各種費用も補償対象となります。※ワイドプランで対象となります。※IT業務の遂行に起因する事故の場合には、保険適用地域は日本国内となります^(注)。(注)IT業務特約(オプション)をセットした場合のみ補償の対象となります。

建設工事保険

【建築中の建物や資材に対するリスクを補償】

住宅などの建物の建築工事中に生じた火災・台風・豪雨・洪水・雪・土砂崩れ・盗難・取扱上の拙劣などによる不測かつ突発的な事故によって生じた工事対象物の損害について保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な損害

- 火災・爆発・落雷によって生じた損害
 - 溶接の火花が断熱材に着火し、建物が全焼した。
- 台風・旋風・竜巻・暴風・突風等の風災によって生じた損害
 - 台風のため建設中の建物にひび割れが生じた。
- 盗難によって生じた損害
 - 工事現場に保管中の工事用資材が盗まれた。
- その他不測かつ突発的な事故によって生じた損害
 - 陸上輸送中の事故により工事用資材が破損した。
 - 建売住宅完成後、売れる前に、自動車と衝突し建物に損害が発生した。



POINT

水災危険補償特約／雪災危険補償特約

- 高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れによって生じた損害(水災危険補償特約)
 - 豪雨による土砂崩れで建築中の建物が損壊した。
- 氷または雪(豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩)による不測かつ突発的な事故によって生じた損害(雪災危険補償特約)
 - 豪雪により建築中の建物の雨どいが破損した。

POINT

メンテナンス期間に関する特約(オプション)

- 引渡後のメンテナンス期間中(最大1年間)に「施工の欠陥」または「修補作業の稚拙または過失」による不測かつ突発的な事故によって生じた損害を補償します。
 - 給排水管の施工ミスにより漏水が発生し、建物の修理費用が発生した。

☆この特約の免責金額は、1回の事故につき損害額の20%または20万円のいずれか高い額となります。

NEW

物価上昇等の調整に関する特約(自動セット)

請負金額の積算単価の30%までを限度に、増加分を復旧費に含めることとします。ただし、費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の130%を超えないものとします。

支払限度額・免責金額

1工事あたりの支払限度額

各工事の保険金額
(=請負契約金額+支給材料の金額
-保険の対象に含まれない工事の金額)
※建売住宅の場合は、その建売住宅の建設に要する費用の額

1事故あたりの免責金額

- ①火災・落雷・破裂・爆発による損害…なし
- ②土木工事部分に生じた損害…1事故につき10万円
- ③盗難、上記①、②以外…1事故につき5万円

総合賠償責任保険

【建築業務にかかわる賠償リスクを補償】

①請負業者賠償責任保険

②生産物賠償責任保険

工事にかかわる事故が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合の、法律上の損害賠償責任を補償します。

保険金のお支払対象となる事故例

- ①建築工事中の賠償事故(事故例)
 - 部材を落とし、隣接する建物を壊した。
 - 道具を落とし歩行者にケガを負わせた。
- ②受託物の賠償事故(事故例) オプション
 - 工事中に、自社倉庫で保管していた発注者の家財を壊した。
- ③地盤の崩壊に起因する賠償事故(事故例) オプション
 - 土地の掘削工事中に周辺の家屋が倒壊した。
- ④引渡後の賠償事故(事故例)
 - 引き渡した給排水管の施工ミスにより水漏れが発生し、家財に損害を与えた。
 - 引き渡した建築物の外壁材が落下し、通行人にケガを負わせた。
- ⑤施設に起因する賠償事故(事故例)
 - 事務所の階段が汚れており、来訪者が滑ってケガをした。
 - モデルルームの階段の手すりが外れ、見学者にケガを負わせた。
- ⑥対物超過費用補償特約(事故例) NEW
 - 他人の財物を破損させてしまい、時価額を超える修理費用を請求された。



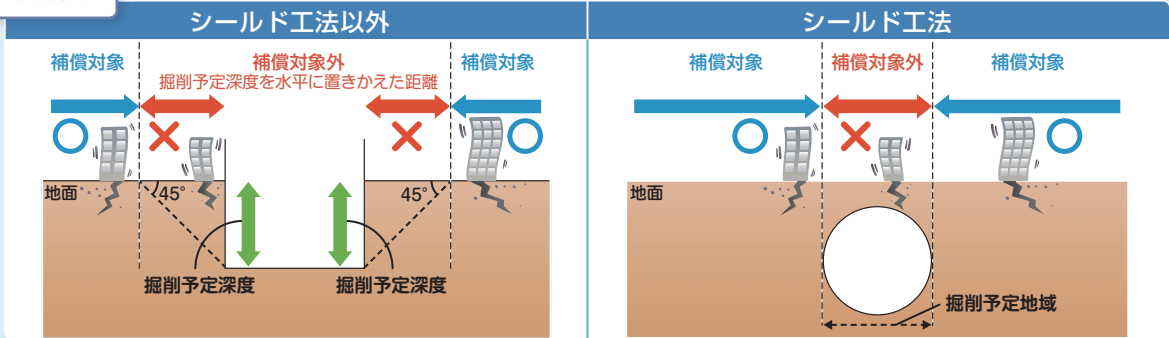
オプション

地盤崩壊危険補償特約

不測かつ突発的に発生した地盤の崩壊に起因する財物の損壊についての損害賠償責任を補償します。

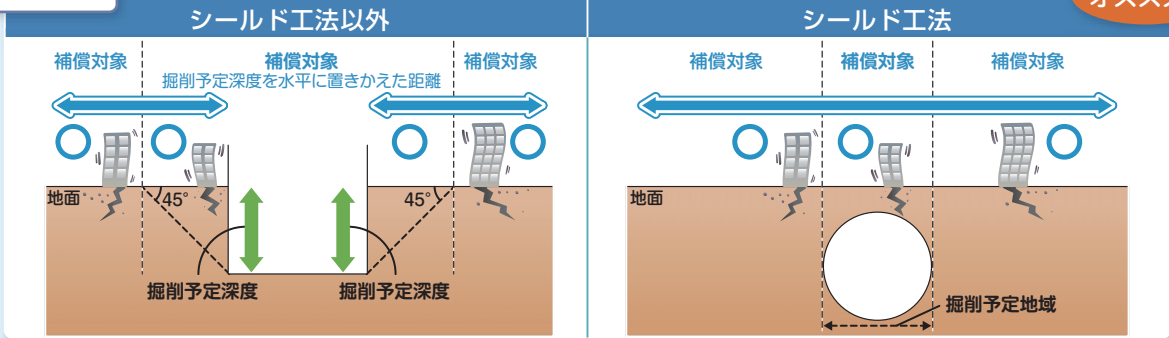
標準補償

1事故・保険期間中1,000万円(プランA・B・D・Eのみ) ※免責金額:1事故につき5万円



ワイド補償

1事故・保険期間中1,000万円(プランA・B・D・Eのみ) ※免責金額:1事故につき5万円
縮小支払割合[新たに支払対象となる部分のみ] 50%



オススメ!

支払限度額・免責金額

1事故・
保険期間中
支払限度額※

1億円、2億円、3億円、5億円
(身体障害賠償、財物損壊賠償共通)
※保険期間中の総支払限度額となります。

免責金額

なし

特約による補償については個別に支払限度額等が設定されています。詳細は専用のパンフレットをご参照ください。